

佐賀県
新型インフルエンザ流行前

<p>http://www.pref.saga.lg.jp/web/23385.html</p> <p>佐賀県新型インフルエンザ対応行動計画第3版 平成21年1月 〔相談体制の確保〕 http://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0021/7076/204_kenminsoudan.pdf 佐賀県 統括本部 危機管理・広報課 電話0952-25-7008 Fax0952-25-7289 佐賀県 健康福祉本部 健康増進課 電話0952-25-7075 Fax0952-25-7268</p> <p>未発生期＝新型インフルエンザ発生時に、県民からの発熱相談に対応するために、電話回線の増設等「発熱コールセンター」設置に係る各種設備整備について、必要な準備を行い、感染した場合や感染を疑う場合には、速やかにこの「発熱コールセンター」に相談するよう事前の周知を行う。また、健康増進課、危機管理・広報課、保健福祉事務所等は、県民からの新型インフルエンザについての相談について対応を行い、県民の不安解消に努める。併せて、市町に対しても「電話相談窓口」の設置の検討の要請を行う。</p> <p>海外発生疑い期＝健康増進課、危機管理・広報課、保健福祉事務所等において適宜相談対応を行い、県民の不安解消に努める。また、新型インフルエンザ疑い事案の発生を覚知し、かつ情報連絡室を24時間体制に移行したときは、「発熱コールセンター」設置のための最終作業を速やかに行ない、併せて、市町に対しても「電話相談窓口」の設置準備の要請を行う。</p> <p>海外発生期＝県庁及び各地域対策本部に、「発熱コールセンター」を設置し、新型インフルエンザに関する県民からの相談に応じる。また、「発熱コールセンター」を設置したことを積極的に広報し、また、感染した場合や感染を疑う場合には、必ずこの「発熱コールセンター」に相談するよう広く周知を行う。さらに、市町に対しても「電話相談窓口」の設置準備の要請を行う。</p> <p>国内発生早期／県内発生早期＝「発熱コールセンター」の充実を図る。(電話回線の増、相談人員の確保、相談受付時間の拡充:必要に応じ24時間体制へ移行)また、国内発生期早期に市町に対しても「電話相談窓口」の設置の要請を行う。</p> <p>県内感染拡大期／県内まん延期／県内回復期＝「発熱コールセンター」の運営を継続する。また、市町に対しても「電話相談窓口」の継続を要請する。</p> <p>小康期＝「発熱コールセンター」を縮小する。また、市町に対しても「電話相談窓口」の縮小を要請する。</p>	<p>http://www.pref.saga.lg.jp/web/23893.html#senta</p> <p>新型インフルエンザ情報 佐賀県 統括本部 危機管理・広報課 電話0952-25-7008 Fax0952-25-7289 佐賀県 健康福祉本部 健康増進課 電話0952-25-7075 Fax0952-25-7268</p> <p>・特徴的な取り組み ○佐賀県独自の定義 ○発熱コールセンターの設置 ○医療機関・薬局との協力 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ○学校への臨時休業の要請 ○集まらない会議の実施 ○事業者への要請 ・県独自の発生段階を加えて対策を行います。○「発生疑い期」○「県内発生早期(隣県含む)」 ・発熱コールセンターを設置します。 発熱コールセンター(0120-82-1025)は、新型インフルエンザに感染したかもと思ったときに、まず電話をしていただくところです。 ・「発熱外来」や「発熱対応薬局」を設置します。 ・医療提供体制(新型インフルエンザ対応) ・薬局の体制(新型インフルエンザ対応) ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進めます。 ・県内(隣県含む)発生で学校の臨時休業を要請します。 ・集まらない会議を実施します。 ・事業者に事業継続計画の策定を要請します。 ・佐賀県新型インフルエンザ対応ハンドブック(PDF 703KB) http://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0024/2790/ken_h.pdf ・佐賀県教育委員会新型インフルエンザ対応行動計画 http://www.pref.saga.lg.jp/web/kyouiku_pandemic-flu.html</p>
<p>http://www.cas.go.jp/ip/seisaku/ful/kettei/090217keikaku.pdf</p>	
<p>〔新型インフルエンザ対策行動計画〕平成21年2月改定 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議</p>	
<p>http://www.cas.go.jp/ip/seisaku/ful/guide/090217keikaku.pdf</p>	
<p>〔新型インフルエンザ対策ガイドライン〕平成21年2月17日 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議</p>	

佐賀県	新型インフルエンザ流行前	<p>http://www.pref.saga.lg.jp/web/flu-sagakentaisaku.html</p> <p>〔佐賀県の新型インフルエンザ対策〕 佐賀県 統括本部 危機管理・広報課 電話0952-25-7008 Fax0952-25-7289 佐賀県 健康福祉本部 健康増進課 電話0952-25-7075 Fax0952-25-7268</p> <p>○3つのキーワード ・「あわてない」 新型インフルエンザが発生しても、あわてて大混乱に陥ることがないように十分な備えを行いましょう。 ・「集まらない」 不用意に集まらないことで、自分自身を感染から守りましょう。 ・「がんばらない」 それでも、もし罹ってしまった時は、がんばらずにゆっくり休んで自分が次の感染源となって感染をさらに拡げないようにしましょう。</p> <p>○特徴的な取り組み ・佐賀県独自の定義</p>
	新型インフルエンザ流行後	<p>http://www.pref.saga.lg.jp/web/_23893.html#hasseidankaiteigi ・発熱コールセンターの設置</p> <p>http://www.pref.saga.lg.jp/web/_23893.html#senta ・医療機関・薬局との協力</p> <p>http://www.pref.saga.lg.jp/web/_23893.html#hatsunetsutaiou ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p>http://www.pref.saga.lg.jp/web/_23893.html#bitiku ・学校への臨時休業の要請</p> <p>http://www.pref.saga.lg.jp/web/_23893.html#kyuugyou ・集まらない会議の実施</p> <p>http://www.pref.saga.lg.jp/web/_23893.html#atsyamaranaikaigi ・事業者への要請</p> <p>http://www.pref.saga.lg.jp/web/_23893.html#jigyoukeizokukeikaku</p> <p>○佐賀県教育委員会における新型インフルエンザ対策 2009年10月28日 佐賀県教育庁 教育庁危機管理・広報グループ 電話:0952-25-7223 ファックス:0952-25-7281 メールアドレス: kyoiiku-kikikouhou@pref.saga.lg.jp http://www.pref.saga.lg.jp/web/kyoiiku_pandemic-flu.html</p>

[資料4-1] 新型インフルエンザ流行前後の各自治体の行動計画

長崎県 新型インフルエンザ流行前	<p>http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/kodo.pdf</p> <p>平成17年12月、改訂；平成20年3月</p> <p>《保健所における発熱相談専用電話の設置準備》新型インフルエンザ発生時(フェーズ4A)において、発熱相談窓口として、速やかに発熱相談専用電話を設置する準備を行う(保健所)。 《市町における住民相談窓口の設置準備》市町に対し、新型インフルエンザ発生時に、速やかに住民からの相談窓口を設置する準備を行うよう要請する(県医療政策課・保健所)。</p> <p>フェーズ4A・5A=[相談窓口の設置]県においては保健所へ電話相談窓口(電話)を設置し、主として発熱相談に応じる体制を整える(県医療政策課・保健所)。市町に対し、相談窓口の設置を要請・稼働を要請し、地域住民の幅広い相談を受理する体制を整える(県医療政策課・保健所)。</p> <p>○新型インフルエンザ積極的疫学調査ガイドライン【長崎県版】平成20年3月 http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/08.03%20eikigaku.pdf ○新型インフルエンザ発生初期における期対応戦略ガイドライン長崎県版】平成20年3月 http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/08.03%20soki.pdf ○医療体制に関するガイドライン【長崎県版】平成20年3月 http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/08.03%20iryoo.pdf ○長崎県新型インフルエンザ検査ガイドライン 平成20年3月 http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/08.03%20kensa.pdf ○新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン【長崎県版】平成20年3月 http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/08.03%20wakutin.pdf ○抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン【長崎県版】平成20年3月 http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/08.03%20tamiful.pdf</p> <p>○事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン【長崎県版】平成20年3月 http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/08.03%20jigyoo.pdf</p> <p>○個人および一般家庭・コミュニティ・市町における感染対策に関するガイドライン【長崎県版】平成20年3月 http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/08.03%20kojin.pdf ○情報提供・共有(リスク・コミュニケーション)に関するガイドライン【長崎県版】平成20年3月 http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/08.03%20jyohoo.pdf ○埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン【長崎県版】平成20年3月 http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/08.-3%20kaso.pdf</p> <p>http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/08.03%20kodo.pdf</p> <p>長崎県新型インフルエンザ対策行動計画(第二版) 平成17年12月、平成20年3月改訂</p>	<p>http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/sin-index.htm</p> <p>〔新型インフルエンザについて〕 ・Q&A(長崎県医療政策課並びに最寄りの保健所において随時ご相談を受け付けておりますのでお気軽にお尋ね下さい。) ・長崎県新型インフルエンザ対策行動計画(第2版) ・長崎県新型インフルエンザガイドライン ・お知らせ=新型インフルエンザ基礎知識、新型インフルエンザパンフレット、新型インフルエンザの「お知らせ」(日本語版、韓国語版、中国語版、英語版) ・関連情報へのリンク</p> <p>http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/jyohoo.pdf</p> <p>情報提供・共有(リスク・コミュニケーション)に関するガイドライン</p> <p>〔新型インフルエンザ発生以降の対応〕 県の対応=相談窓口の設置 ○保健所に発熱相談窓口を設置する。 ○県医師会との連携のもと医療機関の相談に対応する。 市町における対応 ○住民向けの市町相談窓口を設置し住民への周知を図る。保健所の発熱相談センターとも連携を図る。</p> <p>http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/tisiki08.pdf</p> <p>新型インフルエンザ基礎知識[2008年7月8日、長崎県医療政策課] 【相談窓口】新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザを含む、インフルエンザに関する相談は、下記10保健所(表4)で対応しています。ご心配なことがあれば、どんなことでもいいですから、必ず保健所に電話でご相談してください。また、家きんや愛玩鳥(ペット)の異常死など、トリや動物のインフルエンザに関する健康相談や、家きんや愛玩鳥(ペット)に対する鳥インフルエンザ予防対策に関する相談は、家畜保健衛生所(表5)におたずねください。 【各地域の保健所】 長崎市保健所 長崎市桜町6-3 (095)829-1153 [夜間:095-825-5151] 佐世保市保健所 佐世保市高砂町5-17 (0956)25-9646 [夜間:0956-24-1111] 西彼保健所 長崎市滑石1丁目9-51 (095)856-0691 県央保健所 諫早市栄田町26-49 (0957)26-3304 県南保健所 島原市新田町347-9 (0957)62-3287 県北保健所 平戸市田平町里免1126-1 (0950)57-3933 五島保健所 五島市福江町7-2 (0959)72-3125 上五島保健所 南松浦郡新上五島町有川郷2254-17 (0959)42-1121 壱岐保健所 壱岐市郷ノ浦町本村触620-5 (0920)47-0260 対馬保健所 対馬市厳原町宮谷224 (0920)52-0166</p> <p>http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/sirase_n.pdf</p> <p>新型インフルエンザについてお知らせします[長崎県医療政策課] ・新型インフルエンザにかかったかなと思ったら？ すぐに最寄りの保健所(表1)または医療機関(表2)に電話連絡してください。 長崎市保健所 (095)829-1 153、佐世保市保健所 (0956)25-9 646、西彼保健所 (095)856-0 691、県央保健所 (0957)26-3 304、県南保健所 (0957)62-3 287、県北保健所 (0950)57-3 933、五島保健所 (0959)72-3 125、上五島保健所 (0959)42-1 121、壱岐保健所 (0920)47-0 260、対馬保健所 (0920)52-0 166</p>
---------------------	--	---

長崎県 新型インフルエンザ流行後		http://www.pref.nagasaki.jp/archives/influenza/index.html
		[新型インフルエンザ対策情報]2009年10月30日 医療政策課 電話:095-895-2046 ファックス:095-895-2572 電子メール:s04030@pref.nagasaki.lg.jp ○長崎県の新型インフルエンザ情報 ・新型インフルエンザ(医療政策課ホームページ)(新着情報等のご案内) http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/sin-index.htm ワクチン接種についてのお知らせ(平成21年11月16日) インフルエンザ流行発生警報を発令しました(平成21年11月12日) 第3回新型インフルエンザ専門部会を開催しました(平成21年11月11日) ・長崎県のワクチン接種情報(医療政策課ホームページ) http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/vaccination/vaccine-index.html 長崎県の新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種のお知らせです 「中学生の保護者の方々へ」を更新しました(21.11.16)、ワクチン接種スケジュールを更新しました(21.11.11) ①新型インフルエンザワクチン接種について ワクチン接種パンフレット(長崎県版)2009年11月2日版 http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/vaccination/pamphlet_nagasaki.pdf ②優先接種対象者について ③新型インフルエンザワクチン接種のスケジュール http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/vaccination/schedule3.pdf ④新型インフルエンザワクチン接種が可能な医療機関 http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/vaccination/list-all9.pdf ⑤ワクチン接種の方法 ⑥中学生の保護者の方々へ ⑦接種費用について ⑧ワクチンに関する相談窓口 ・予防法や相談窓口について 2009年07月10日 新型インフルエンザ対策本部(医療政策課) http://www.pref.nagasaki.jp/archives/influenza/infomation.html
		http://www.pref.nagasaki.jp/attention/view.php?num=321
		県内で「新型インフルエンザ」のワクチン接種が始まります(2009年10月30日) 新型インフルエンザ対策本部 電話:095-895-2046 ファックス:095-895-2572 電子メール:s04030@pref.nagasaki.lg.jp

[資料4-1] 新型インフルエンザ流行前後の各自治体の行動計画

熊本県	<p>改訂中</p> <p>平成17年12月、改定;平成21年4月</p> <p>フェーズ2B=県内の養鶏場等において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、相談窓口を開設する。(健康福祉部、環境生活部、農政部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民からの総合相談窓口:環境生活部 食の安全・消費生活課 ○ 専門相談窓口(家きんへの感染関係):農政部 畜産振興課、畜産衛生 ○ 専門相談窓口(人への感染関係):健康福祉部 健康危機管理課及び各保健所 <p>フェーズ3A・3B=県内の養鶏場等において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、相談窓口を開設する。(健康福祉部、環境生活部、農政部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民からの総合相談窓口:環境生活部 食の安全・消費生活課 ○ 専門相談窓口(家きんへの感染関係):農政部 畜産振興課、畜産衛生課 ○ 専門相談窓口(人への感染関係):健康福祉部 健康危機管理課及び各保健所 <p>フェーズ4A・4B=[相談窓口の設置]新型インフルエンザに関する県民からの相談窓口を健康危機管理課及び各保健所等に設置し、適切な情報提供ができる体制を整える。あわせて、Q&A等を作成する(健康福祉部)。国が設置する以下の窓口について関係機関等へ周知する(健康福祉部)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の新型インフルエンザ対策への意見等に対する電話対応のための、専任者を配置する(厚生労働省)。 ○ 自治体からの相談に対応する窓口を設置し、専任者を配置する(厚生労働省)。 ○ 医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する(厚生労働省)。 	<p>http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/new-infuru.html</p> <p>新型インフルエンザ対策について 更新日:2009年1月1日 健康危機管理課 代表 Tel:096-333-2239 代表 Fax:096-387-0167</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザは、普通のインフルエンザとは違います! ・新型インフルエンザは、まだ発生していません!(鳥インフルエンザとは違います!) ・鳥のインフルエンザウイルスの流行拡大によって、人の新型インフルエンザ出現の可能性が高まっています。 ・新型インフルエンザについて過度の心配は不要ですが、警戒は必要です。 ・新型インフルエンザの症状は、普通の風邪から、下痢、肺炎まで多様です。 ・通常のインフルエンザに有効な、手洗い・うがい、栄養・休養といった一般的な予防方法が、新型インフルエンザにも有効です。 ・通常の予防接種は、普通のインフルエンザウイルスには有効ですが、新型インフルエンザへの効果は今のところ不明です。 ・新型インフルエンザに有効といわれている薬があります。
	<p>フェーズ5A=[相談窓口の充実]パンデミックに向けて、健康危機管理課及び各保健所の新型インフルエンザに関する相談窓口を充実する(健康福祉部)。国が設置する以下の窓口について、関係機関等へ周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の新型インフルエンザ対策への意見等に対する電話対応のための、専任者を配置する(厚生労働省)。 ○ 自治体からの相談に対応する窓口を設置し、専任者を配置する(厚生労働省)。 ○ 医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する(厚生労働省)。 <p>フェーズ5B=[相談窓口の充実]パンデミックに備え、健康危機管理課及び各保健所等の新型インフルエンザに関する相談窓口を充実する(健康福祉部)。</p>	
新型インフルエンザ流行後	<p>http://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/21779.pdf</p> <p>[熊本県新型インフルエンザ対策行動計画]平成21年4月 健康危機管理課 新型インフルエンザ対策班 Tel:096-333-2255 代表 Fax:096-387-0167</p>	<p>http://www.pref.kumamoto.jp/site/influenzasub/</p> <p>[新型インフルエンザ情報]2009年11月17日更新 健康危機管理課 新型インフルエンザ対策班 TEL:096-333-2255 FAX:096-387-0167</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009年11月17日新型インフルエンザワクチンの優先接種が始まりました ・2009年11月17日熊本県における新型インフルエンザの発生 ・2009年11月13日新型インフルエンザ(A/H1N1)に関する報道資料 ・2009年10月30日お子様を持つ保護者の皆様へ「インフルエンザ脳症」をご存じですか? ・2009年10月8日熊本県の新型インフルエンザ対策
		<p>○H21.10.30 熊本県 県民の皆様へ ~新型インフルエンザへの対応~ http://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/26126.pdf</p> <p>○現在、インフルエンザ様の症状(鼻水・鼻閉、のどの痛み、咳、発熱など)がある方の診療は、原則、全ての医療機関で行っています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ総合相談窓口 http://www.pref.kumamoto.jp/site/influenzasub/#soudan ・「熊本県救急医療情報システム」 http://www.qq.pref.kumamoto.jp/qq/men/qqtptmenult.aspx <p>○医療機関を受診するときには</p> <p>http://www.pref.kumamoto.jp/site/influenzasub/swine-jushin.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠されている方、喘息、透析を受けておられる方、糖尿病など基礎疾患のある方へ http://www.pref.kumamoto.jp/site/influenzasub/swine-ninshin-manseisikkan.html ・子どもさんをお持ちの保護者の方へ(インフルエンザ脳症について) http://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/24548.pdf

熊本県	新型インフルエンザ流行後	http://www.pref.kumamoto.jp/site/influenzasub/swine-ken-taisaku.html
		<p> [熊本県の新型インフルエンザ対策]更新日:2009年10月8日 健康危機管理課 新型インフルエンザ対策班 Tel:096-333-2255 代表 Fax:096-387-0167 </p> <p> ○熊本県新型インフルエンザ対策行動計画(平成21年4月策定) ○熊本県新型インフルエンザ対策本部 ○熊本県新型インフルエンザ対策協議会 </p>

[資料4-1] 新型インフルエンザ流行前後の各自治体の行動計画

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大分県 新型インフルエンザ流行前</p>	<p>http://www.pref.oita.jp/12200/inf_taisaku/pdf/keikaku2.pdf</p>	<p>http://www.pref.oita.jp/12200/inf_taisaku/index.html</p>
	<p>2版;平成19年12月、3版;平成21年4月</p> <p>国外発生期(レベル2)＝新型インフルエンザ対策への意見や情報等に対する電話対応のための専任者を大分県新型インフルエンザ対策本部に配置する。医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する。県民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁、保健所等に設置し、適切な情報提供を行う。</p> <p>健康対策課097-506-2669 別府県民保健福祉センター0977-67-2511 別府県民保健福祉センター日出保健支所0977-72-2918 別府県民保健福祉センター由布保健支所097-582-0660 佐伯県民保健福祉センター0972-22-0562 豊後大野県民保健福祉センター0974-22-0162 日田玖珠県民保健福祉センター0973-23-3133 日田玖珠県民保健福祉センター玖珠保健支所0973-72-1150 宇佐豊後高田県民保健福祉センター宇佐保健福祉部0978-32-1350</p> <p>1350 宇佐豊後高田県民保健福祉センター豊後高田保健部0978-22-3165</p> <p>国東保健所0978-72-1127 臼杵保健所0972-62-9171 竹田保健所0974-63-2187 中津保健所0979-22-2210 大分市保健所097-536-2562</p> <p>国内発生期(レベル3)＝医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する。県民からの一般的な問い合わせに対応するために保健所等に窓口を設置し適切な情報提供を行う。</p> <p>県内発生期(レベル4)～流行終息期＝新型インフルエンザ対策への意見や情報等に対する電話対応のために大分県新型インフルエンザ対策本部に配置した専任者を増員し、対応を強化する。医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を強化する。県民からの一般的な問い合わせに対応するために設置した保健所等の窓口を強化し、適切な情報提供を行う。</p>	<p>大分県の新型インフルエンザ対策関連情報 福祉保健部 健康対策課 電話:097-506-2669 E-mail:a12200@pref.oita.lg.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザとは ・Q&A http://www.pref.oita.jp/12200/inf_taisaku/qanda.html ・備えよう新型インフルエンザ <p>家庭でできる新型インフルエンザ対策 事業者(職場)の新型インフルエンザ対策 社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策</p> <p>新型インフルエンザに関するお問い合わせは、下記まで。 福祉保健部健康対策課(097-506-2669)または、最寄りの県民保健福祉センター・保健所へ。</p> <p>別府県民保健福祉センター 0977-67-2511 佐伯県民保健福祉センター 0972-22-0562 大野県民保健福祉センター 0974-22-0162 日田玖珠県民保健福祉センター 0973-23-3133 宇佐高田県民保健福祉センター(宇佐) 0978-32-1350 国東保健所 0978-72-1127 臼杵保健所 0972-62-9171 竹田保健所 0974-63-2187 中津保健所 0979-22-2210 大分市保健所 097-536-2222 福祉保健部健康対策課 097-506-2669</p>

大分県 新型インフルエンザ流行後	<p>http://www.pref.oita.jp/12200/inf_taisaku/pdf/keikaku3.pdf</p> <p>大分県新型インフルエンザ対策行動計画第3版 平成21年 4月 感染拡大防止対策、社会・経済機能の維持対策の強化、医療体制の見直し等</p>	<p>http://www.pref.oita.jp/site/singata/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月19日 大分県内における新型インフルエンザワクチン接種後の死亡事例 ・11月17日 中学生が保護者の同伴なしにワクチン接種を受ける場合は同意書が必要です ・今シーズンのインフルエンザ発生状況(PDF:124KB) ・11月11日 第3回目の新型インフルエンザワクチン配布と今後の配布計画、スケジュール http://www.pref.oita.jp/10400/singata/11/1111inful.htm ・11月10日 今シーズンのインフルエンザ発生状況(PDF:124KB) ・11月4日 今シーズンのインフルエンザ発生状況(PDF:124KB) ・11月2日 新型インフルエンザの感染が広がっています ワクチン接種スケジュールと市町村の相談窓口 http://www.pref.oita.jp/10400/singata/11/1102inful_1.htm 妊娠されている方、基礎疾患を有する方へ http://www.pref.oita.jp/10400/singata/11/1102inful_2.htm ―新型インフルエンザワクチンの接種にあたって― 医療機関の皆さまへ ―新型インフルエンザワクチン接種に係る副反応の報告状況について― ・10月27日 今シーズンのインフルエンザ発生状況(PDF:124KB) ・10月20日 医療機関の皆さまへ―ワクチンの接種に関する事業実施要綱等― 医療機関の皆さまへ―ワクチンに関する使用上の注意等の改定について― 今シーズンのインフルエンザ発生状況(PDF:124KB) ・10月19日 新型インフルエンザワクチンの接種が始まります ・10月13日 今シーズンのインフルエンザ発生状況(PDF:124KB) ・10月8日 今後の新型インフルエンザ対策について―ワクチン接種の基本方針― ・10月6日 今シーズンのインフルエンザ発生状況(PDF:124KB) ・10月5日 医療機関の皆さまへ (ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需等に関するQ&Aについて) ・9月29日 今シーズンのインフルエンザ発生状況(PDF:124KB)
		<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種スケジュールと市町村の相談窓口 http://www.pref.oita.jp/10400/singata/11/1102inful_1.htm ワクチン接種スケジュール http://www.pref.oita.jp/10400/singata/data/211102_3.pdf ○新型インフルエンザとは http://www.pref.oita.jp/10400/singata/about/index.html ・9月3日 政府インターネットテレビの動画配信について ・8月26日 新型インフルエンザを正しく知ろう！ ・8月3日 インフルエンザと診断された患者さん、そのご家族の方へ(PDF) ○県内発生状況 http://www.pref.oita.jp/10400/singata/hassei/index.html ○医療機関向け情報 http://www.pref.oita.jp/10400/singata/kikan/index.html ・11月18日 医療機関の皆さまへ ―新型インフルエンザ感染による重症例の臨床的特徴― ・11月2日 医療機関の皆さまへ ―新型インフルエンザワクチン接種に係る副反応の報告状況について― ・10月20日 医療機関の皆さまへ―ワクチンの接種に関する事業実施要綱等― 医療機関の皆さまへ―ワクチンに関する使用上の注意等の改定について― ・10月5日 医療機関の皆さまへ (ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需等に関するQ&Aについて) ・9月28日 医療機関の皆さまへ(インフルエンザ脳症に関する情報提供について) ・9月24日 新型インフルエンザの治療と診断について ・8月26日 医療従事者の皆さまへ

<p>大分県</p>	<p>新型インフルエンザ流行後</p>	<p>○関連情報 ・平成21年9月7日付「新型インフルエンザワクチン(A/H1N1)の接種について(素案)」に関する意見募集について ・平成21年9月2日付 新型インフルエンザ(H1N1)の本格的流行への対応Q&A http://www.pref.oita.jp/10400/singata/09/0902inful2.htm</p> <p>○ワクチン接種 ・11月17日 中学生が保護者の同伴なしにワクチン接種を受ける場合は同意書が必要です http://www.pref.oita.jp/10400/singata/11/1117inful.htm ・11月11日 第3回目の新型インフルエンザワクチン配布と今後の配布計画、スケジュール http://www.pref.oita.jp/10400/singata/11/1111inful.htm ・11月2日 妊娠されている方、基礎疾患を有する方へ http://www.pref.oita.jp/10400/singata/11/1102inful_2.htm —新型インフルエンザワクチンの接種にあたって— ワクチン接種スケジュールと市町村の相談窓口 http://www.pref.oita.jp/10400/singata/11/1102inful_1.htm ・10月8日 今後の新型インフルエンザ対策について—ワクチン接種の基本方針—</p>
<p>宮崎県</p>	<p>http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/kenko/influenza/index.html</p> <p>平成21年1月23日策定 新型インフルエンザ対策行動計画 宮崎県福祉保健部健康増進課</p> <p>前段階未発生期=【相談窓口の設置】① 本庁及び各保健所に、発熱相談センターを設置する体制を検討する。(健康増進課)② 市町村に対して、住民相談窓口の設置の検討を要請する。(健康増進課) 第一段階海外発生期=【相談窓口の設置】① 発熱相談センターを本庁(24時間体制)及び各保健所に設置し、住民に適切に情報提供を行うとともに不安解消に努める。(健康増進課、保健所)② 市町村に対して、住民の不安を解消するため住民相談窓口の設置を要請する。(健康増進課) 第二段階国内発生早期=【相談窓口の設置】① 発熱相談センターを本庁(24時間体制)及び各保健所に設置し、住民に適切に情報提供を行うとともに不安解消に努める。(健康増進課、保健所)② 市町村に対して、住民相談窓口の設置を要請する。(健康増進課、保健所) 第三段階感染拡大期/まん延期/回復期=【相談窓口の充実】① 本庁(24時間体制)及び各保健所に設置した発熱相談センターを充実させ、住民に適切に情報提供を行うとともに不安解消に努める。(対策本部、健康増進課)② 市町村に対して、住民の不安を解消するため住民相談窓口の設置を要請する。(対策本部、健康増進課) 第四段階小康期=【相談窓口の充実】① 本庁(24時間体制)及び各保健所に設置した発熱相談センターを縮小・廃止する。(対策本部、関係各課)② 市町村の住民相談窓口を縮小・廃止する。(対策本部、関係各課)</p>	<p>http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/kenko/influenza/about.htm</p> <p>新型インフルエンザ対応指針 福祉保健部 健康増進課 電話:0985-26-7078 FAX:0985-26-7336 E-mail:kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・危機管理組織 ・情報の収集 ・県民等への情報提供 ・医療体制 ・新型インフルエンザワクチンの接種 ・検査体制の確保 ・感染拡大防止 ・保健所の対応

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">宮崎県 新型インフルエンザ流行後</p>		<p>http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/kenko/influenza/page00111.html</p>
		<p>[新型インフルエンザ(インフルエンザA/H1N1)発生に伴う情報提供について]2009年11月19日 福祉保健部 健康増進課 電話:0985-44-2620 FAX:0985-26-7336 E-mail:kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp</p> <p>○新型インフルエンザワクチン接種について</p> <p>http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/kenko/influenza/infl_vac.html</p> <p>○宮崎県の発生状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内におけるインフルエンザ定点あたり報告数 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000128683.pdf ・新型インフルエンザ集団発生状況 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000128613.pdf ・施設別休業等措置状況 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000128615.pdf ・市町村別休業等措置状況 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000128614.pdf <p>○発熱時の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院対応体制 ・医療機関受診の流れ 基礎疾患を有しない場合 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000126869.pdf 基礎疾患を有する場合 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000126870.pdf 妊婦の場合 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000126871.pdf ・新型インフルエンザ感染拡大に備えて http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000127689.pdf ・新型インフルエンザとは? http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000126350.pdf ・新型インフルエンザ対応ハンドブック http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000126348.pdf <p>○通常のインフルエンザ予防対策を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物品リスト http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000124284.pdf ・備蓄食料品・献立 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000124285.pdf <p>○流行地に行かれる方は、その是非を検討し、現地の情報に注意して行動してください。</p> <p>○相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談窓口について ・宮崎市発熱相談センター http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1246511426757/index.html <p>○豚肉・豚肉加工品の安全性について 相談先＝農政水産部畜産課 0985-26-7139 福祉保健部衛生管理課 0985-26-7077</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会委員長の見解(内閣府食品安全委員会:4月27日発表) http://www.fsc.go.jp/sonota/butainflu_iinchokenkai_210427.pdf <p>○事業者・職場における対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザに関する事業者・職場のQ&A http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000128563.pdf

鹿 児 島 県 新 型 イン フル エン ザ 流 行 前	<p>http://www.pref.kagoshima.jp/ filemst /97/koudoukeikaku.pdf</p> <p>平成17年12月</p> <p>保健所・相談窓口の設置＝フェーズ4A・4B・4C・5A・5B・5C・6A・6B・6C フェーズ4AB・5AB・6AB＝電話相談窓口の設置 フェーズ4C・5C＝電話相談窓口開設(専用窓口設置)。診療情報〔電話 相談窓口の開設(専用相談窓口の設置)〕 フェーズ6C＝電話相談窓口開設(専用窓口設置)。診療情報〔電話相 談窓口の開設(専用相談窓口の設置)〕</p> <p>一般的な情報→海外・県外発生時(フェーズ4A以上)には、相談窓口 を設置する。 県庁健康増進課099-286-2724 指宿保健所0993-23-3854 加世田保健所0993-53-2315 伊集院保健所099-273-2332 川薩保健所0996-23-3165 出水保健所0996-62-163 大口保健所0995-22-2111 始良保健所0995-42-0480 志布志保健所0994-72-1021 鹿屋保健所0994-43-3107 西之表保健所0997-22-0777 屋久島保健所0997-46-2024 名瀬保健所0997-52-5411 徳之島保健所0997-82-0149 鹿児島市保健所099-258-2321 新型インフルエンザ危機管理班099-286-2724 診療情報→新型インフルエンザ危機管理班及び各保健所は電話によ る問い合わせにも応じる。</p> <p>保健所における対応 フェーズ4A・4B・5A・5B・6A・6B＝地域住民からの相談等に対応できる よう体制を整える。 フェーズ4C・5C＝住民の健康不安に対応するため、相談窓口を設置す る。 フェーズ6C＝住民の健康不安に対応するため、相談窓口を設置する。</p>	<p>http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/new/index.html</p> <p>新型インフルエンザ関連情報 ・新型インフルエンザについて 健康増進課 電話番号：099-286-2714 FAX：099-286-5556 メールアドレス：health@pref.kagoshima.lg.jp ・個人の対策 新型インフルエンザかなと思ったら 保健所(発熱相談センター設置予定場所)連絡先一覧 指宿保健所 0993-22-2171、加世田保健所 0993-53-2315、伊 集院保健所 099-273-3111、 川薩保健所 0996-23-3165、出水保健所 0996-63-3111、大口 保健所 0995-23-5103、始良保健所 0995-44-7800、志布志保 健所 099-472-1021、鹿屋保健所 0994-43-3121、西之表保健 所 0997-22-1131、屋久島保健所 0997-46-2024、名瀬保健所 0997-52-5411、徳之島保健所 0997-82-0149</p> <p>・職場での対策 ・鹿児島県の対策 ・鹿児島県新型インフルエンザフェーズ4以降の各種対応ガイドライン一覧</p>
	<p>http://www.pref.kagoshima.jp/ filemst /15614/H5N1f-3.pdf</p> <p>鹿児島県インフルエンザ(H5N1)対応マニュアルフェーズ3ー 平成19年2月13日 鹿児島県保健福祉部</p> <p>平常時は、人への感染に関する相談に応じるため、各保健所において県 民からの相談に応じる体制を整える。なお、平常時の県民からの新型イン フルエンザについての問い合わせ等については、「新型インフルエンザに ついてのQ&A」(鹿児島県)により対応する。 県内で鳥インフルエンザが発生した場合など緊急時においては、平常時の 体制を強化し、さらに人への感染症防止対策の一環として窓口設置の開 設を公表するものとする。設置場所＝保健福祉部健康増進課及び各保健 所 保健福祉部健康増進課099-286-2724、指宿保健所0993-23-3854、 加世田保健所0993-53-2315、伊集院保健所099-273-2332、 川薩保健所0996-23-3165、出水保健所0996-62-1636、 大口保健所0995-23-5103、始良保健所0995-44-7956、 志布志保健所099-472-1021、鹿屋保健所0994-43-3107、 西之表保健所0997-22-0777、屋久島保健所0997-46-2024、 名瀬保健所0997-52-5411、徳之島保健所0997-82-0149 ※ 県民からの相談は、人への感染に関するもののほか、愛玩鳥に関する ものなどが想定されるため、保健所においては感染症対策担当課及び衛 生課が、本庁においては健康増進課が連携して対応する。</p>	

鹿児島県 新型インフルエンザ流行後		http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/new/butainful.html
		<p>「新型インフルエンザ」に関する情報 健康増進課 電話番号：099-286-2714 FAX：099-286-5556 メールアドレス：health@pref.kagoshima.lg.jp</p> <p>○県民のみなさまへ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザワクチンの接種がはじまります ・新型インフルエンザの予防等のための10ヶ条 <p>http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/new/influ10jyou.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月1日(土)から相談体制、医療体制を変更しました <p>http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/new/butainful1.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりができる予防方法 ・抗インフルエンザ薬「タミフル」等のインターネットによる個人購入について <p>○事業者・職場における対応について</p> <p>http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/new/sinfulsyokuba.html</p>
		<p>○県の対応状況</p> <p>http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/new/shinnfulkenn.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザへの対応の変更について平成21年8月1日(土曜日)から <p>http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/new/butainful1.html</p> <p>発熱相談センター 受診の流れについて</p> <p>○県内の患者発生状況等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ患者の死亡について ・新型インフルエンザの患者発生(集団)について <p>○関連情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザに関するQ&A <p>○新型インフルエンザ発生をめぐる動き</p> <p>○豚肉の安全性について</p> <p>[新型インフルエンザワクチン接種医療機関について]</p> <p>http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/new/influvaccinehplista.html</p> <p>○予約相談受付開始日一覧</p> <p>○接種医療機関リスト(地区別)</p>

鹿児島県	新型インフルエンザ流行語	http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/new/phase4guideline.html
		<p>[鹿児島県新型インフルエンザフェーズ4以降の各種対応ガイドラインー覧]平成19年12月 健康増進課 電話番号：099-286-2724 FAX：099-286-5556 メールアドレス：kansensy@pref.kagoshima.lg.jp</p> <p>○ガイドライン 表紙ー目次 ○鹿児島県新型インフルエンザ対策におけるサーベイランス実施要領 ○鹿児島県新型インフルエンザ対策における積極的疫学調査実施要領 ○鹿児島県新型インフルエンザに対する早期対応戦略 ○鹿児島県新型インフルエンザ医療体制に関するガイドライン ○鹿児島県新型インフルエンザ医療施設等における感染対策ガイドライン ○鹿児島県新型インフルエンザ診断のための検査マニュアル ○鹿児島県新型インフルエンザワクチン接種に関する実施計画 ○鹿児島県新型インフルエンザ抗ウイルス薬に関する実施計画 ○鹿児島県事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン ○鹿児島県個人及び一般家庭・コミュニティ・市町村における新型インフルエンザ対策ガイドライン ○鹿児島県学校等における新型インフルエンザガイドライン ○鹿児島県新型インフルエンザに対する情報提供・共有のガイドライン ○鹿児島県新型インフルエンザ円滑な埋葬に関する市町村ガイドライン</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新型インフルエンザ流行前</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">沖縄県</p>	<p>http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/15892/04kakuron.pdf</p> <p>平成17年12月、改訂;平成19年12月</p> <p>フェーズ4A・4B=保健所に相談窓口を設置する(福祉保健部)。医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する(福祉保健部)。</p> <p>フェーズ5A=[相談窓口の充実]パンでミックに備えて、本庁及び保健所の相談窓口を充実する(福祉保健部、感染症対策班)。医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する(福祉保健部)</p> <p>フェーズ5B・6A=パンでミックに備えて、本庁及び保健所の相談窓口を充実する(福祉保健部、知事公室)。医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する(福祉保健部)</p>	<p>http://www.pref.okinawa.jp/hukushihokenkikaku/files/influenza/influrframepage.htm</p> <p>[新型インフルエンザに関する情報] 福祉保健企画課 TEL : 098-866-2164 FAX: 098-866-2714 E-mail : aa030100@pref.okinawa.lg.jp</p> <p>○新型インフルエンザワクチンの接種が開始されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種情報 新型インフルエンザ(A/H1N1)のワクチン接種の目的 ワクチンの優先接種対象者及び接種順位 接種スケジュール <p>http://www.pref.okinawa.jp/hukushihokenkikaku/vaccine/ob-schedule.pdf 受託医療機関(接種場所)</p> <p>http://www.pref.okinawa.jp/hukushihokenkikaku/vaccine/vaccine-assignee.htm</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の実施の流れ ・ワクチンの接種費用 ・ワクチンの有効性、安全性に関する情報 ・健康被害の救済制度 ・接種に関するQ&A【厚生労働省】 ・ワクチン接種相談窓口 <p>http://www.pref.okinawa.jp/hukushihokenkikaku/vaccine/vaccine-contact.htm</p> <p>医療機関の方へ(実施要綱、各種様式等) 沖縄県新型インフルエンザワクチン接種計画(平成21年10月16日 新型インフルエンザ対策本部)</p> <p>http://www.pref.okinawa.jp/hukushihokenkikaku/vaccine/vaccine-plan.htm</p>
		<p>○新型インフルエンザCM(沖縄版)「咳エチケット篇」「熱が出たら篇」「受診の工夫篇」を作成しました。</p> <p>○観光客及び修学旅行者の皆様は こちら も参照して下さい。(観光企画課のページへ) 沖縄県観光商工部 観光企画課 電話:098-866-2763 観光振興課 電話:098-866-2764</p> <p>http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=233&id=19955&page=1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザに関するQ&A<修学旅行版>(11月12日)NEW! ・沖縄県での主なコンベンション・イベントの開催状況について(10月8日)NEW! ・喘息等の基礎疾患を有する者等の旅行等での留意点について(8月25日) ・観光施設(美ら海水族館)のサービス全面再開について(8月24日) ・沖縄への旅行について(8月21日) <p>○沖縄県うちなあ医療ネット 沖縄県内の医療機関検索システム http://imuutina.pref.okinawa.lg.jp/</p> <p>○新型インフルエンザに関する相談先 http://www.pref.okinawa.jp/hukushihokenkikaku/files/influenza/influrframepage.htm</p> <p>○沖縄県の取り組み状況 ・沖縄県の対応方針【7月16日:対策本部見直し】 http://www.pref.okinawa.jp/hukushihokenkikaku/files/influenza/taihosin_20090716.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策についての平成21年8月13日以降の暫定的方針 <p>沖縄県新型インフルエンザ対策本部 http://www.pref.okinawa.jp/hukushihokenkikaku/files/influenza/influzenteihosin.pdf</p>

		新型インフルエンザ流行後の行動計画	
1	北海道	<p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kas/newinflu/top/singata.htm</p> <p>北海道新型インフルエンザ対策行動計画(平成21年5月改訂)</p> <p>お問い合わせ先 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部 保健医療局 健康安全室 地域保健・感染症グループ TEL(直通) 011-204-5253 FAX 011-232-2013</p>	<p>[基本的考え方を見直し]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策を国家の危機管理に関わる重大な課題と明記。 ・行動計画全般を通し、「封じ込め」に重点を置く考え方から、感染拡大が避けられないものとして、一つの対策に偏重せず、従来の科学的根拠や各国の対策も視野に、我が国の地理的条件、交通機関の発達度、医療体制、受診行動の特徴などの国民性も考慮して、対策を総合的・効果的に組み合わせ、バランスの取れた戦略とする見直し。 <p>[発生段階の区分を見直し]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前のWHO(世界保健機関)が定める発生段階(フェーズ)を基に日本独自に国内未発生と国内発生に分けた全12段階について、日本独自の全5段階へと全面的に改訂。 ・従前、国が全国一律で各フェーズを判断するとしていたが、第三段階を感染拡大期、まん延期、回復期の3つの小分類に分けた上、小分類の移行については、国と協議の上、都道府県が判断することとした。これにより、都道府県的確な状況把握能力が求められるとともに、地域の実情に合った施策展開が可能。 <p>[実施項目の追加]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5項目から6項目へ拡充。①実施体制と情報収集 ②サーベイランス ③予防・まん延防止 ④医療 ⑤情報提供・共有 ⑥社会・経済機能の維持
	北海道		<p>[行動計画の改訂]</p> <p>流行規模＝国の行動計画における流行規模の想定の下、人口比により、医療機関受診者は約111万人(罹患者は道民の4人に1人)、1日最大入院患者数は約4,500人、死亡者数は約7,600人と推定される。<変更なし></p> <p>前段階未発生期【現時点】＝家きんのサーベイランス、家きん飼養者からの異常家きんの早期発見、鳥インフルエンザ防疫対策、野鳥調査、情報提供、道立衛生研究所のPCR検査体制整備、二次医療圏単位の医療体制の整備(医療機関、市町村等と保健所との会議等)、入院病床の確保(まん延期は原則全ての医療機関で診療)、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(平成19年度までに46万8千人分を備蓄済み、平成21年度から平成23年度までの3か年で合計62万1千人分の備蓄を目指す。<道内備蓄総合計目標108万9千人分>)、事業継続計画の策定など</p> <p>第一段階海外発生期＝海外での発生疑い時点で道感染症危機管理対策本部幹事会を開催、国が新型インフルエンザ対策本部を設置した場合は道新型インフルエンザ対策本部を設置、サーベイランスや検疫所との連携強化、国が示す症例を医療機関に周知、発熱相談センターの設置(保健所に設置する電話相談窓口)、医療従事者等に対するプレパレンダミックワクチンの接種開始など</p> <p>第二段階国内発生早期＝発熱外来の設置要請(感染防止のため医療機関の一般外来とは別の専用外来)、患者の濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、外出抑制・集会自粛・学校休校・入学試験延期・事業者への不要不急の事業の縮小・職場での感染防止策の要請など</p> <p>第三段階感染拡大期、まん延期、回復期＝パンデミックワクチン接種開始、まん延期は入院措置中止、入院治療は重症者(他は在宅療養)、原則として全ての入院医療機関で診断・対応濃厚接触者(同居者を除く)への予防回復期投与中止、在宅患者・社会的弱者の支援など</p> <p>第四段階小康期＝集会自粛解除、学校再開等、第二波の情報提供、対応に関する評価、計画の見直しなど</p>
	青森県	<p>http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/files/siryou6.pdf</p> <p>現行の新型インフルエンザ対策行動計画及び計画・マニュアル等の改編案</p> <p>医療確保行動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ医療確保計画 ・抗インフルエンザウイルス薬備蓄使用計画 ・サーベイランスマニュアルなどの主要な事項を記載して、医療確保に特化した計画とする。 <p>保健所対応マニュアル</p> <p>その他対応マニュアル</p>	<p>医療確保行動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ医療確保計画 ・抗インフルエンザウイルス薬備蓄使用計画 ・サーベイランスマニュアルなどの主要な事項を記載して、医療確保に特化した計画とする。 <p>○保健所対応マニュアル ○その他対応マニュアル</p>
3	岩手県		
4	宮城県		

5	秋田県	http://search.iword.jp/cns.dll?type=lk&fm=182&agent=&partner=infoseek&name=%BD%A9%C5%C4%B8%A9%C4%A3&lang=euc&prop=550&bypass=2&dispcnfig=	
		<p>新型インフルエンザ対策の変更について 知事公室 総合防災課 TEL:018-860-4563 FAX:018-824-1190 E-mail:bousai@pref.akita.lg.jp</p> <p>新型インフルエンザ対策に関する基本的対処方針 平成21年8月10日 秋田県新型インフルエンザ対策本部</p>	<p>秋田県は、国内における新型インフルエンザ患者数の増加と県内発生状況に厚生労働省の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定等を踏まえ、新型インフルエンザへの対策について、次の措置を講ずることを決定した。</p>
			<p>秋田県は、国内における新型インフルエンザ患者数の増加と県内発生状況に厚生労働省の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定等を踏まえ、新型インフルエンザへの対策について、次の措置を講ずることを決定した。</p> <p>一. 県危機管理対策本部を中心に、…県民に適宜的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対し、県等の発熱相談センターにおいて適切に対応する。</p> <p>二. 削除</p> <p>(三)→二. 患者の重症化を防ぐため、以下の対策を講ずる。</p> <p>三. 地域の実情に応じた医療体制の整備を図るとともに、重症患者に対する適切な医療を提供するため、以下の対策を講ずる。</p> <p>(一)原則として、患者(患者と疑われる者を含む。)については、医師の指示等に従い、外出を自粛し、自宅において療養する</p> <p>(二)基礎疾患を有する者等(※)に対しては、早期から抗インフルエンザウイルス薬の投与を行うとともに、重症化するおそれがある場合又は感染拡大のおそれがある場合は、必要に応じ、入院治療を行う。</p>
		<p>四. 感染の急速な拡大や大規模な流行への発展を回避するため、すべての患者を把握するのではなく、新型インフルエンザの集団における患者発生を可能な限り早期に探知し、次の措置を講ずる。</p> <p>(一)学校等の集団に属する者であって、複数の患者が発生した場合は、必要に応じ積極的疫学調査を行う。</p> <p>(二)基礎疾患を有する者等で感染を強く疑われる場合については、医師の判断により抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。</p> <p>(三)患者の濃厚接触者に対し、外出自粛など感染拡大防止行動の重要性をよく説明し協力を求めるとともに、一定期間に発熱等の症状が出現した場合、保健所への連絡を要請する。</p> <p>(四)医療従事者や初動対処要員等のうち基礎疾患を有する者についてはそれらの者がウイルスに曝露した場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。</p>	
6	山形県	http://search.iword.jp/cns.dll?type=sb&fm=2&agent=&partner=infoseek&lang=euc&name=%BB%B3%B7%C1%B8%A9%C4%A3&bypass=2&selsecategory=&senav=&service=iwd&style=1	http://search.iword.jp/cns.dll?type=sb&fm=2&agent=&partner=infoseek&lang=euc&name=%BB%B3%B7%C1%B8%A9%C4%A3&bypass=2&selsecategory=&senav=&service=iwd&style=1
		<p>○本県在住者の新型インフルエンザへの感染確認における県の対応 2009-07-21 更新 担当課:生活安全調整課 担当:危機管理・国民保護対策担当 TEL/FAX:023-630-2550 / 023-625-8186 e-mail a56J94gT@pref.yamagata.jp</p> <p>○新型インフルエンザ発生状況及び山形県の対応について 平成21年11月11日 危機管理室生活安全調整課 http://search.iword.jp/cns.dll?type=sb&fm=2&agent=&partner=infoseek&lang=euc&name=%BB%B3%B7%C1%B8%A9%C4%A3&bypass=2&selsecategory=&senav=&service=iwd&style=1</p> <p>○山形県新型インフルエンザ対策本部 担当課:生活安全調整課 担当:危機管理・国民保護対策担当 TEL/FAX:023-630-2550/023-625-8186</p>	<p>新型インフルエンザ発生状況及び山形県の対応について(第102報) 平成22年1月18日 危機管理室生活安全調整課</p> <p>〔本県における対応〕 4月26日(日)関係課長等対策会議開催。 電話相談窓口設置(保健業務課)。警察本部に新型インフルエンザ対策連絡室設置(警備第二課)。 4月27日(月)電話相談窓口設置(県内4保健所)。 5月9日(土)各保健所の発熱相談センターの受付時間を午後8時までに延長(受付時間:午前9時から午後8時、休日も受付)。 5月19日(火)県保健業務課の電話相談窓口を24時間態勢に強化。 6月12日(金)危機管理調整会議で、新型インフルエンザH1N1発生に伴い、新型インフルエンザ対策行動計画改定案の見直しを実施していくことを報告。 9月16日(水)県保健業務課は、医師会、市町村、事業所、保健所の担当者を対象に、新型インフルエンザワクチン接種事業等に係る説明会を開催した。 9月28日(月)危機管理調整会議で、新型インフルエンザ対策行動計画について、今般の低病原性(H1N1)の発生を受け、低病原性への対応を追加して改定していくことを報告 10月7日(水)県保健業務課は、医師会、市町村、事業所、保健所の担当者を対象に、第2回目の新型インフルエンザワクチン接種事業等に係る説明会を開催した。 10月16日(金)対策本部 第10回班長副班長会議を開催、新型インフルエンザワクチン接種事業について内容を確認するとともに、サーベイランス体制の変更を決定した。 10月19日(月)県内で、新型インフルエンザワクチン接種が、医療従事者に対して始まった。 11月2日(月)新型インフルエンザ対策行動計画を全面改定し、低病原性の場合の対応を追加した。</p>
		<p>http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020070/influaaction.pdf</p>	

7	福島県	<p>http://www.pref.fukushima.jp/imu/infuru/infuru_keikaku.pdf</p> <p>福島県新型インフルエンザ対策行動計画 平成17年12月26日策定 (平成21年5月29日改定)</p> <p>http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/BCPinfluenza.pdf</p> <p>福島県新型インフルエンザ対策行動計画に基づく業務継続計画 平成21年10月19日福島県</p> <p>総合安全管理室 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 電話:024-521-7303 FAX:024-521-7993 sogo_anzenkanri@pref.fukushima.jp</p> <p>基本的な対応方針 新型インフルエンザの流行に関し、県民の安全で安心な生活を確保することを最大の目的とし、以下の3項目を基本的な対応方針として業務を執行する。 (1) 新型インフルエンザ対策に関する業務を最優先に執行する。 (2) 通常業務に優先度を設定し、効果的、効率的に業務を執行する。 (3) 業務に従事する職員の健康管理に十分に配慮し、感染拡大を防止して業務を執行する。</p>	<p>http://www.pref.fukushima.jp/imu/infuru/singatainfurufukushimakentaiou090721.pdf</p> <p>新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る福島県の対応について 平成21年7月21日 福島県新型インフルエンザ対策本部 7月27日(月)から新型インフルエンザに関する対応を下記のとおり変更</p> <p>1 医療体制の変更について 原則として全ての医療機関において診療を行う体制に移行</p> <p>2 相談体制の変更について 県庁医療看護課、各保健福祉事務所、郡山市保健所及びいわき市保健所に7月27日(月)から「新型インフルエンザ相談窓口」を設置</p> <p>3 検査体制について 新型インフルエンザの診断を確定するための検査は、学校等での集団発生が疑われる事例や重症化のおそれのある患者についてのみ実施</p>
8	新潟県	<p>http://2009influ.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/koudoukeiku_2.pdf</p> <p>新潟県新型インフルエンザ対策行動計画を改定しました (2009年05月27日) 危機対策課 住所: 950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話: 025-282-1638 ファクシミリ: 025-282-1640</p> <p>○改定のポイント (1)基本的な考え方を、水際対策など感染封じ込めを重視した対策から、大流行を前提に被害の最小化を重視した対策に転換 ① 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。 ② 社会・経済機能を破綻に至らせない。 (2)社会・経済機能の維持を図るための取組を強化 【例】ライフライン事業者等の事業継続に関する取組 (3)従来のWHOの「フェーズ」に替え、県の対策の転換点の時期に即した段階区分を新たに設定 〈従前〉フェーズ1~6 → 〈改定後〉「未発生期」~「小康期」 (4)ウイルスの特性に応じて、柔軟に運用していく旨を記載</p>	<p>http://2009influ.pref.niigata.lg.jp/bosai/1255554101006.html</p> <p>【新型インフルエンザへの新潟県の対応】2009年06月05日 新潟県新型インフルエンザ対策本部 電話: 025-282-1636 ファクシミリ: 025-282-1640</p> <p>「新潟県新型インフルエンザ対策本部」を設置</p> <p>1 県民生活や経済への影響を最小限にするよう努めながら、県の行動計画に基づき、柔軟な感染防止対策を進めます。県民の皆さんには、うがいや手洗いなど一般的な感染予防策に加え、発熱等の症状が出た場合の早期の医療機関受診について呼びかけます。</p> <p>2 重症化しやすい基礎疾患等のある方等に対して注意喚起を行います。また、基礎疾患を有する患者の診療を行う医療機関に対して適切な対処を依頼します。</p> <p>3 学校、福祉施設等に対して集団感染への適切な対処を依頼します。</p> <p>4 引き続き、感染に係る監視と情報の収集・提供に努め、状況に応じて迅速な対応を行います。</p> <p>5 今後の感染の広がりやに備えた、医療提供体制等の整備を進めます。また、マスクの準備など流行に備えた準備を続けるよう、県民の皆さんに呼びかけます。</p>
9	茨城県		

10	栃木県	http://www.pref.tochigi.lg.jp/welfare/hoken-eisei/kansen/influ-keikaku.html	
		<p>栃木県新型インフルエンザ対策行動計画(改定計画)暫定版 平成21年4月28日 栃木県新型インフルエンザ対策本部</p> <p>1 表紙・目次 2 総論表紙 3 総論本文 4 発生段階 5 各論本文 6 前段階(未発生期) 7 前段階(未発生・鳥) 8 前段階(未発生・人) 9 第一段階(海外発生期) 10 第二段階(国内発生早期) 11 第三段階(感染拡大期から回復期) 12 第四段階(小康期) 13 WHOフェーズ設定 14 用語解説 15 行動計画概要一覧</p>	<p>栃木県新型インフルエンザ対策行動計画(改定計画)[暫定版] 新型インフルエンザウイルスに対する国の体制整備等を踏まえ、本県においても、関係部局が一体となった総合的な対策を検討、実施することを目的として、平成17年11月22日付けで知事を本部長とする「栃木県新型インフルエンザ対策本部」設置するとともに、「栃木県新型インフルエンザ対策行動計画」を定めました。また、平成21年4月30日に改定版を「暫定版」として定めました。</p> <p>「栃木県新型インフルエンザ対策行動計画」は、新型インフルエンザが発生していない状態から海外発生、国内発生を経て、患者の発生が減少し低い水準でとどまっている小康状態までの各段階において、県が迅速かつ確実な対策を講ずるためものです。</p>
10	栃木県	http://www.pref.tochigi.lg.jp/welfare/hoken-eisei/kansen/resources/1241097512820.pdf	
		<p>栃木県新型インフルエンザ対策ガイドライン[暫定版] 平成21年4月30日 分野:総合 1-01 新型インフルエンザに関する基本情報(PDFファイル ,569KB) 1-02 リスクコミュニケーションに関するガイドライン(PDFファイル ,260KB) 1-03 感染拡大の防止に関するガイドライン(PDFファイル ,248KB)</p> <p>分野:保健・医療 1-06 医療体制に関するガイドライン 1-08 患者搬送に関するガイドライン 1-09 医療施設における感染対策ガイドライン 1-10 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン</p> <p>分野:社会 1-12 家庭における新型インフルエンザ対策 1-13 学校等における新型インフルエンザ対策 1-14 社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策 1-15 市・町における新型インフルエンザ対策 1-16 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン</p>	<p>栃木県新型インフルエンザ対策ガイドライン平成21年4月版(暫定版) 保健福祉部 健康増進課</p> <p>1 新型インフルエンザ対策に関する基本情報 2 リスクコミュニケーションに関するガイドライン 3 感染拡大の防止に関するガイドライン 6 医療体制に関するガイドライン 8 患者搬送に関するガイドライン 9 医療施設における感染対策ガイドライン 10 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン 12 家庭における新型インフルエンザ対策 13 学校等における新型インフルエンザ対策 14 社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策 15 市町における新型インフルエンザ対策 16 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン</p>

<p>11 群馬県</p>	<p>http://search.iword.jp/cns.dll?type=lk&fm=182&agent=&partner=infoseek&name=%B7%B2%C7%CF%B8%A9%C4%A3&lang=euc&prop=550&bypass=2&dispcnfig=</p> <p>群馬県新型インフルエンザ対策行動計画第三版(平成21年4月改訂) 健康福祉部 保健予防課 電話 027-226-2615 FAX 027-223-7950 hokenyobo@pref.gunma.jp</p> <p>・総論 http://search.iword.jp/cns.dll?type=lk&fm=182&agent=&partner=infoseek&name=%B7%B2%C7%CF%B8%A9%C4%A3&lang=euc&prop=550&bypass=2&dispcnfig=</p> <p>・各論1 http://search.iword.jp/cns.dll?type=lk&fm=182&agent=&partner=infoseek&name=%B7%B2%C7%CF%B8%A9%C4%A3&lang=euc&prop=550&bypass=2&dispcnfig=</p> <p>・各論2 http://search.iword.jp/cns.dll?type=lk&fm=182&agent=&partner=infoseek&name=%B7%B2%C7%CF%B8%A9%C4%A3&lang=euc&prop=550&bypass=2&dispcnfig=</p>	<p>「群馬県新型インフルエンザ対策行動計画(第三版)」改正の概要 平成21年4月 健康福祉部 保健予防課 電話 027-226-2615 FAX 027-223-7950 hokenyobo@pref.gunma.jp</p> <p>1改訂の目的 国の行動計画の改訂内容と整合性を図る。 県としての全庁的な行動計画とする。</p> <p>2行動計画の構成 流行による危険度を5段階に設定し、それぞれのレベルにおいて県が講ずるべき具体的な対策を策定した。</p> <p>(1) 前段階(未発生期)国内外に新型インフルエンザウイルスが発生していない状態 (2) 第一段階(海外発生期)海外で新型インフルエンザが発生した状態 (3) 第二段階(国内発生早期)国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態</p> <p>(4) 第三段階国内で、以下の各段階となった状態 (感染拡大期)県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態 (まん延期)県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態</p> <p>(回復期)県において、ピークを越えたと判断できる状態</p> <p>(5) 第四段階(小康期)患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>
<p>11 群馬県</p>	<p>http://search.iword.jp/cns.dll?type=lk&fm=182&agent=&partner=infoseek&name=%B7%B2%C7%CF%B8%A9%C4%A3&lang=euc&prop=550&bypass=2&dispcnfig=</p> <p>群馬県新型インフルエンザ対策行動計画(A/H1N1対応版) (平成21年10月7日策定) 健康福祉部保健予防課 電話 027-226-2615 FAX 027-223-7950 hokenyobo@pref.gunma.jp</p> <p>○既存計画との主な相違点 (1) 発熱電話相談は設置せず、インフルエンザ電話相談を当初から設置する。 (2) 患者の全数把握は、県内発生早期までに限定し、集団発生の探知に重点を置く。 (3) 患者や濃厚接触者への対応は、既存計画よりも緩やか患者(疑似症を含む。)の措置入院は、原則として行わない。濃厚接触者も症状がなければ、通勤・通学を制限しない。 (4) 原則として、すべての一般医療機関で新型インフルエンザの診療を行う。(かかりつけ医による診療を基本とする。) (5) 自宅療養を基本とし、入院は医師の判断により必要性のある者に限る。 (6) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は、基礎疾患を有する者等に限定する。 (7) 感染拡大期においては、次の事項に重点を置く。 県内での感染拡大をできる限り抑える一般医療機関における診療体制を整備する重症者等への適切な医療提供を確保する (8) 公共施設等での入院は想定しない。 (9) 社会活動(学校、企業、イベント等)への制限は、既存計画よりも緩やか。 患者発生地域内であっても、患者が発生していない学校等に対しては、臨時休業の要請ではなく、適切な感染拡大防止対策を要請する。 集客施設等に対しての事業活動の自粛要請は、原則行わない。イベント等については、一律の自粛要請ではなく、適切な感染予防策の実施を要請する。 (10) ゴミ対策、死亡者対策(火葬等)は、不要とする。</p>	<p>http://search.iword.jp/cns.dll?type=lk&fm=182&agent=&partner=infoseek&name=%B7%B2%C7%CF%B8%A9%C4%A3&lang=euc&prop=550&bypass=2&dispcnfig=</p> <p>新型インフルエンザ(インフルエンザA/H1N1)への群馬県の対応について 健康福祉部保健予防課 電話 027-226-2609 FAX 027-223-7950 hokenyobo@pref.gunma.jp</p> <p>平成21年4月25日(土)WHOが「国際的に懸念される公衆の衛生上の緊急事態」であると位置づけたことを受け、発熱電話相談窓口を開設。 平成21年4月28日(火)群馬県新型インフルエンザ対策本部(本部長:知事)会議を開催 平成21年5月9日(土) ・国内において感染者が確認されたことから、群馬県新型インフルエンザ対策本部幹事会議を開催。 ・感染拡大が水際でくい止められたので、県の対策は行動計画の第二段階(海外発生期)に据え置かれた。 平成21年6月25日(木)平成21年6月24日に県内において初めての新型インフルエンザ患者を確認したため、知事記者会見を行った。 平成21年7月21日(火)県内全ての医療機関において新型インフルエンザ(A/H1N1)の診療が可能となる。 平成21年7月24日(金)感染症法施行規則の一部改正により平成21年7月24日のPCR検査を最後に新型インフルエンザ患者の全数把握を取りやめ、学校等における集団発生などを重点的に把握することした。 平成21年8月28日(金)平成21年8月25日の感染症法施行規則の一部改正により集団発生の確認のためのPCR検査は8月28日を最後に取りやめた。 平成21年9月9日(水)小児救急医療対策協議会を開催</p>

12	群馬県	<p>http://search.jword.jp/cns.dll?type=lk&fm=182&agent=&partner=infoseek&name=%B7%B2%C7%CF%B8%A9%C4%A3&lang=enuc&prop=550&bypass=2&dispcnfig=</p> <p>新型インフルエンザ医療対応マニュアル(A/H1N1対応版) (平成21年10月7日策定)</p> <p><連絡先> 健康福祉部保健予防課 電話 027-226-2615 FAX 027-223-7950 hokenyobo@pref.gunma.jp</p> <p>概要 http://www.pref.gunma.jp/c/01/download/shin-influ/iryoyouyaku.pdf 医療対応マニュアル http://www.pref.gunma.jp/c/01/download/shin-influ/iryoutaiou.pdf</p>	<p>群馬県新型インフルエンザ対策行動計画(A/H1N1対応版) 健康福祉部保健予防課 これまでの群馬県新型インフルエンザ対策行動計画(第3版)については、鳥インフルエンザ由来の新型インフルエンザを想定して作られたものであり、今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)には適さない部分があるため、これに対応した行動計画を平成21年10月7日に策定しました。</p> <p>既存計画との主な相違点 (1) 発熱電話相談は設置せず、インフルエンザ電話相談を当初から設置する。 (2) 患者の全数把握は、県内発生早期までに限定し、集団発生の探知に重点を置く。 (3) 患者や濃厚接触者への対応は、既存計画よりも緩やか (4) 原則として、すべての一般医療機関で新型インフルエンザの診療を行う。 (5) 自宅療養を基本とし、入院は医師の判断により必要性のある者に限る。 (6) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は、基礎疾患を有する者等に限定する。 (7) 感染拡大期においては、次の事項に重点を置く。 (8) 公共施設等での入院は想定しない。 (9) 社会活動(学校、企業、イベント等)への制限は、既存計画よりも緩やか。 (10) ゴミ対策、死亡者対策(火葬等)は、不要とする。</p>
----	-----	---	--